

橋本地区防災計画

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

- 1 目 的・・1
- 2 地区防災計画の構成及び組織編制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 自主防災組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 高層共同住宅管理者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第4章 防災アセスメントによる地区被害想定

- 1 被害地震と条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 建物被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 人的被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

2 予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 自主防災隊の編成と各班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 3 出火防止及び初期消火対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4 災害危険の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 5 高層共同住宅の災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第2章 災害に対する備え

1	基本方針	14
2	防災知識の普及・啓発	14
3	災害に備えた各家庭での取組	14
4	防災訓練の実施	14
5	防災資機材等の備蓄及び点検・管理	15
6	災害時要援護者の把握、避難支援体制	15
7	その他の取り組み	16

3 応急対策（地震・風水害）

第1章 地区の災害対策活動

1	地区連合自主防災隊本部の設置	17
2	本部役員の参集	17
3	本部の活動	17
4	情報の収集・伝達	17
5	本部の廃止	17

第2章 応急対策活動

1	初期消火活動	19
2	救出・救護・搬送	21
3	避難誘導	23
4	災害時要援護者対策	25
5	避難所運営	27
6	在宅避難者の把握・支援	27
7	ボランティアの活動について	27

1 総則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

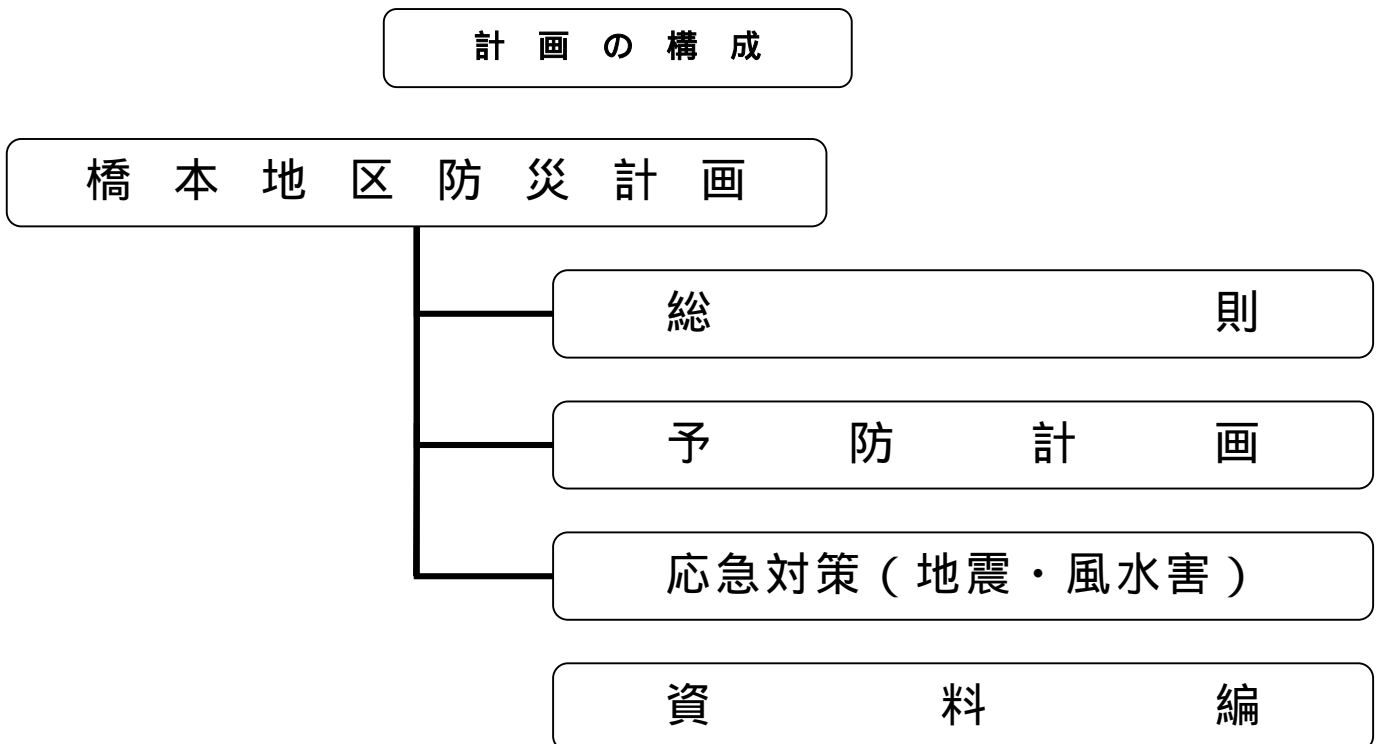
東日本大震災をはじめとする、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、橋本地区防災計画は地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

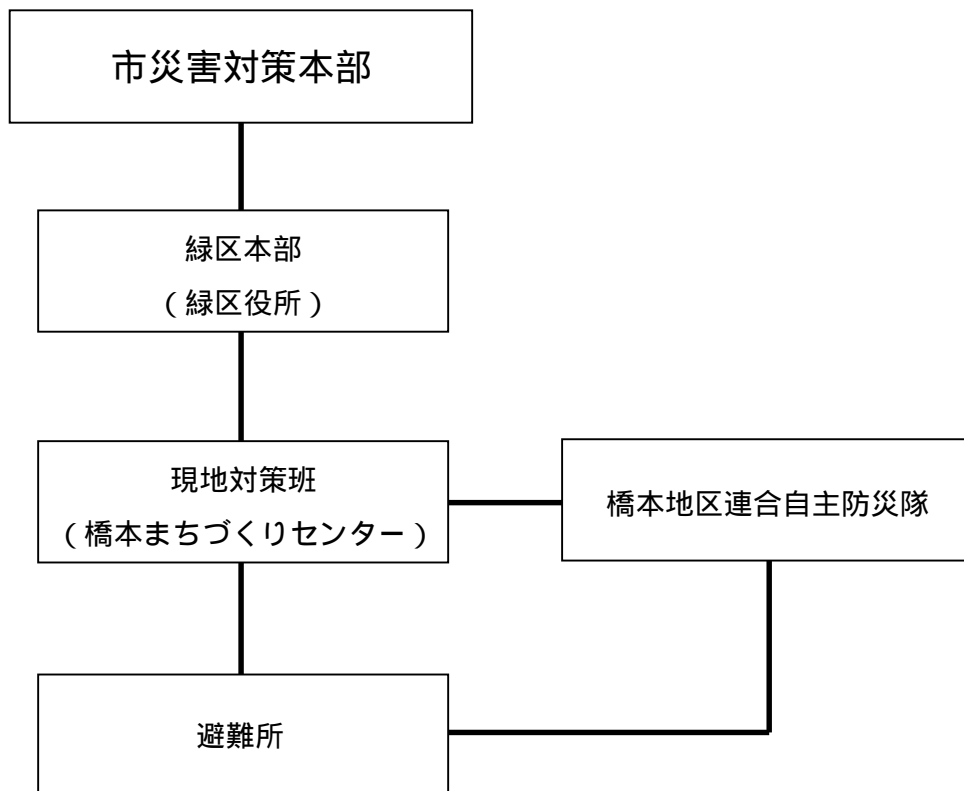
2 地区防災計画の構成及び組織編成

橋本地区防災計画は、総則、予防計画、応急対策（地震・風水害）及び資料編で構成する。

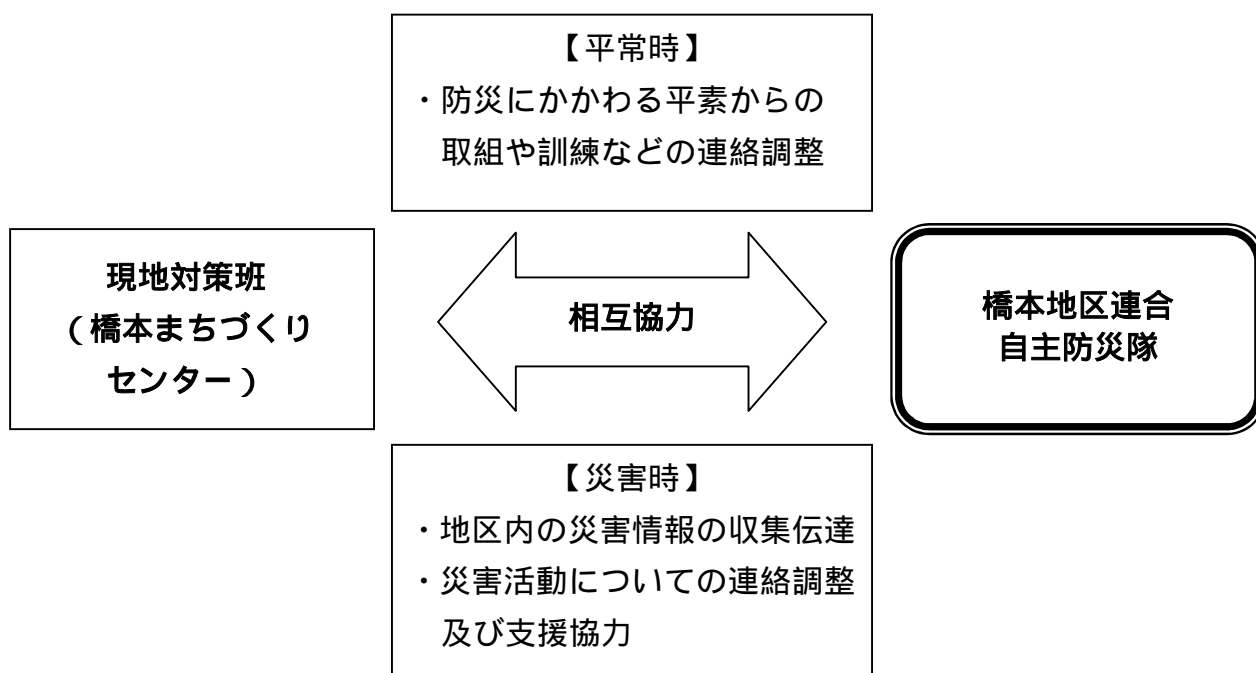
地区防災計画の中核となる組織については、地区内の連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地域の実情に即した防災活動が重要であることから、自治会を単位とした単位自主防災組織と、地区連合自治会を単位とした地区連合自主防災組織とする。



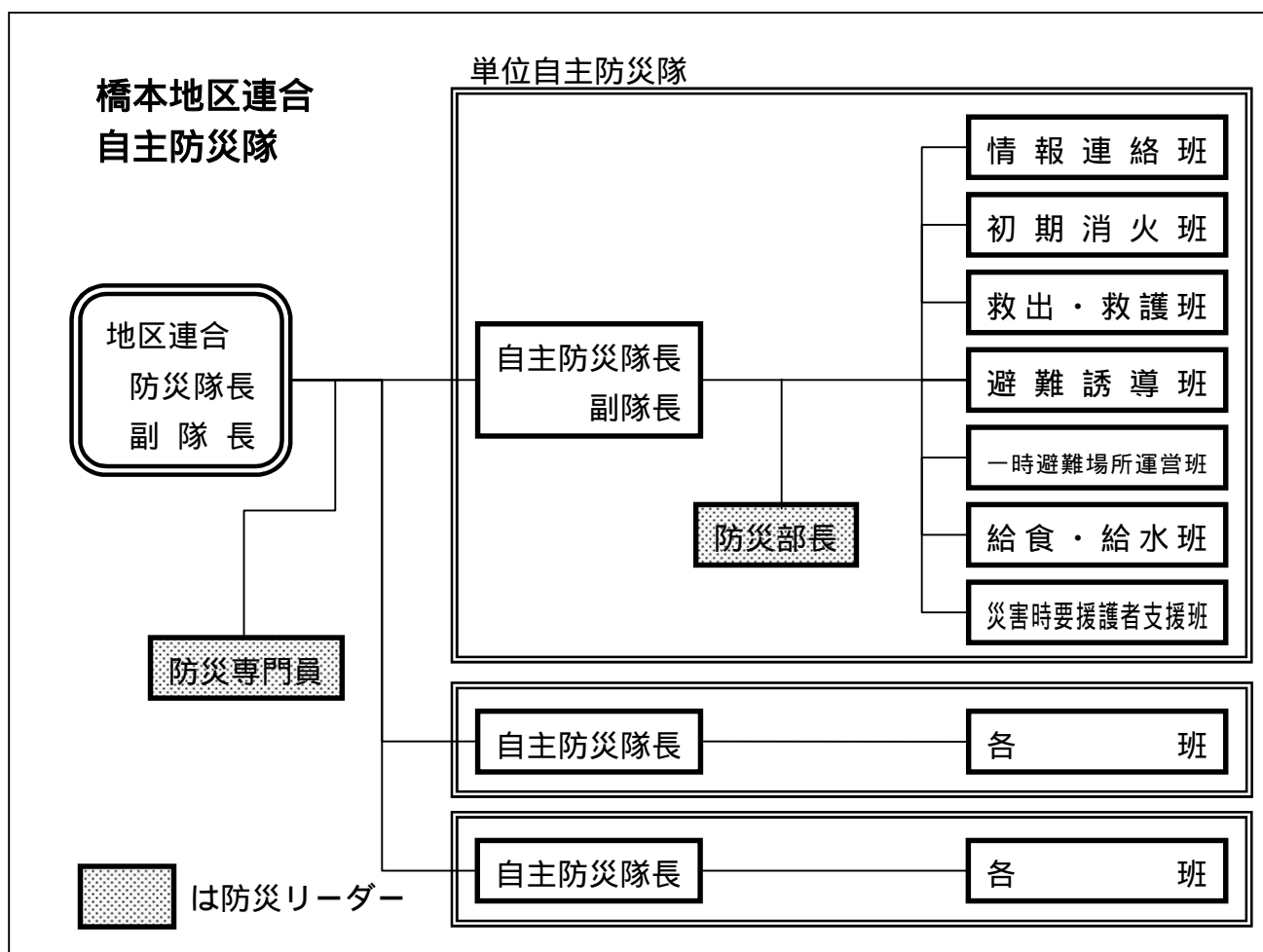
<組織概要図>



<現地対策班と橋本地区連合自主防災隊の主な役割>



<橋本地区自主防災組織概要図>



避難所は、避難所運営マニュアルに基づき、自治会から選出された委員、避難所担当市職員及び施設管理者等で構成される避難所運営協議会が主体となって運営する。

3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

計画の修正（見直し）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（誤字、脱字等や法令等の引用条文）については、地区自治会連合会会長等の了解を得て修正し、まちづくり会議等の了解を得ることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議（報告）をして修正することとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、防災訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備・点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共

助に取り組むよう努める。

- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 高層共同住宅管理者の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベータや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

特 徴

橋本地区は、市の中部に位置し、橋本駅を中心に相原・橋本・宮上の3つの地域から成り立ち、地区の北端には町田市との境界に境川が流れている。橋本駅周辺は、駅前の市街地再開発事業や大山町の都市再生緊急整備地域の指定により、都市機能が集積し、首都圏南西部における広域拠点としてのまちづくりが進んでいる。

また、橋本地域内には緑区合同庁舎があり、災害時には緑区本部、橋本地区現地対策班、拠点救護所などとして機能する。さらに、東京と大阪をつなぐ「リニア中央新幹線」の神奈川県内の駅が橋本駅付近に設置予定となっている。

2 社会的条件

(1) 人 口

橋本地区の人口は、34,157世帯、71,718人で、緑区人口分布の41.3%、市内人口分布の10.0%を占めている。年齢別では、年少人口(15歳未満)が13.6%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が67.5%、老齢人口(65歳以上)が18.9%となっており、平均年齢は42.19歳である。

平成27年4月1日現在(住民基本台帳)

(2) 交 通

道 路

地区内の一般国道は、横浜市西区を起終点とする16号、平塚市を起点とし緑区橋本を終点とする129号、富士吉田市を起点とし緑区西橋本を終点とする413号の3路線である。

また、緑区橋本を起点とし東京都八王子市を終点とする国道16号の八王子バイパスは、中央自動車道八王子インターチェンジへとアクセスしている。

鉄 道

橋本駅には、首都圏の環状交通軸であるJR横浜線、放射交通軸である京王相模原線、県央地区の南北交通軸であるJR相模線の3路線が乗り入れており、一日平均乗降者数はJR橋本駅約12万人、京王橋本駅約9万人となっている。

一日平均乗降者数については平成26年度の集計数

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定（H26.5）

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（M7.1）
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（M7.1）
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m（本市の平均風速）

2 建物被害

橋本地区の建物被害は次のとおりである。（冬 18 時）

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	15,299	682	116	0	2,070
西部直下地震		558	42	0	1,933
大正関東タイプ地震		34	0	0	473

単位：棟

3 人的被害

橋本地区の人的被害は次のとおりである。

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死者	42	34	2
	閉込者	271	219	17
	重傷者	62	51	4
	軽傷者	388	353	79
冬18時	避難者当日	2,149	1,702	216
	避難者1週間後	5,877	5,355	1,869

単位：人

2 予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

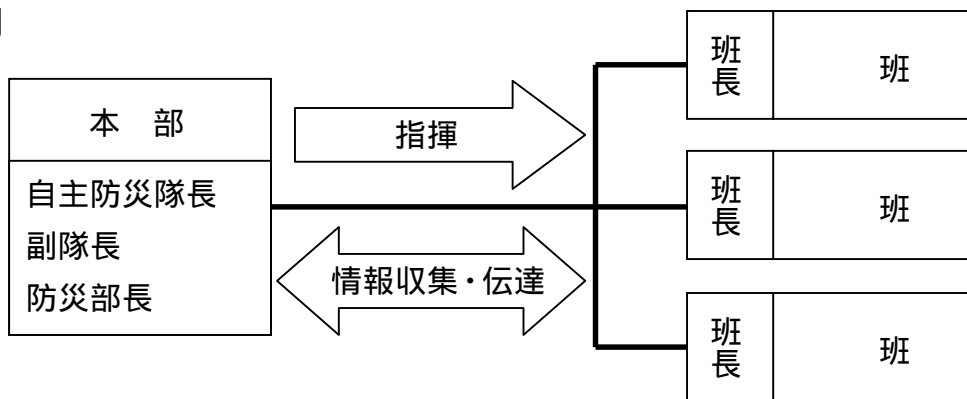
震災時の火災による建物延焼などの被害を最小限にとどめるため、自主防災組織の育成支援、高層共同住宅等の災害対策及び地区の特性に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守るため災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災隊の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災隊

単位自主防災隊は、各自主防災隊の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

編成例



自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

【各班の平常時・災害時の役割】

各班	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
一時避難場所運営班	一時避難場所の運営方法について訓練を行う。	一時避難場所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災隊

地区連合自主防災隊長	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災隊間の連絡協力体制づくり
副隊長	地区連合自主防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導

平常時	災害時
<p>地区連合自主防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災隊を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合自主防災隊長や防災専門員は、市や構成単位自主防災隊との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合自主防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、本部を設置し、市（現地対策班）・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災隊や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災隊を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災隊の本部は、市の現地対策班（橋本まちづくりセンター）に設置する。</p>

3 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

可燃性危険物品等の保管状況

消火器等の消火資機材の整備状況

その他建物等の危険箇所の状況

また、住宅密集地など市街地大火の危険の高いところなどについては、感震ブレーカーの設置を促進するなどの啓発を行う。

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や近隣所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

各家庭の消火器や自主防災隊による小型消防ポンプ・スタンドパイプの活用などにより、初期消火活動を迅速かつ効率・効果的に行う。

4 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

危険地域、区域等

地区の防災施設、設備

過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

相模原市防災アセスメント調査

相模原市地区別防災カルテ

相模原市各種ハザードマップ

地区内の踏査（防災まち歩き）

5 高層共同住宅の災害対策

高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ラ

イフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行い、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることによって被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

防災組織及び地区防災計画に関すること。

地震、風水害等についての知識に関すること。

各家庭における防災上の留意事項に関すること。

地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。

食料等を最低3日分以上確保することの重要性に関すること。

住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)

ブロック塀の安全対策に関すること。

その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の主な方法は、次のとおりとする。

広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布

講演会、座談会、映画上映会等の開催

パネル等の展示

防災地図等の作成

(3) 実施時期

防災訓練や他の催し物に併せるなどして随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

家族全員で防災会議を開き、地震災害等を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、防災訓練を実施する。

(1) 主な訓練の種類

情報収集・伝達訓練

消火訓練

避難訓練

救出・救護訓練

給食・給水訓練

図上訓練（D I G）

(2) 地区の合同訓練

地区内の自主防災隊が合同で行う訓練

また、相模原市等が行う訓練にも参加する。

(3) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(4) 訓練の時期及び回数

年1回以上、随時実施する。

5 防災資機材等の備蓄及び点検・管理

防災資機材等の備蓄及び点検・管理に関しては、次により行う。

(1) 防災資機材等の備蓄

救助工具や消火器などの資機材のほか、簡易トイレなどの生活必需品を備蓄する。

(2) 点検・管理

防災訓練や催し物などの機会に随時実施する。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市から避難指示、勧告等が出たとき、又は災害状況により避難の必要があると認めるときは、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導する。また、視覚障害者、聴覚障

害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。

7 その他の取り組み

大規模災害に備え自主防災隊が中心となって取り組む事項

(1) 「黄色い小旗」の活用

災害時の救出・救護活動が円滑に行われるよう、「黄色い小旗」の普及・啓発について、自主防災隊が中心となって取り組む。

震災等が発生した場合に、住民が大丈夫である場合は外から見やすい玄関等に「黄色い小旗」を掲げ、救助者が短時間に救助活動を行えるようにするもの。

(2) 防災備蓄資機材リストの共有

日頃から各自主防災隊が備えている資機材のリストを共有することにより、災害対応時に不足が生じた資機材を自主防災隊間で融通するなど、相互協力できるようにする。

3 応急対策（地震・風水害）

第1章 地区の災害対策活動

1 地区連合自主防災隊本部の設置

下記の場合には、橋本まちづくりセンターに「橋本地区連合自主防災隊本部（以下「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、「橋本地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

【設置基準】

- (1) 相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合
- (2) 東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合
- (3) 風水害等により、地区に甚大な被害が想定される場合
- (4) 地区連合自主防災隊長が必要と認める場合

2 本部役員の特集

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、設置基準を確知した本部役員は速やかに特集する。ただし、地区に甚大な被害が想定される場合及び地区連合自主防災隊長が必要と認める場合には、地区連合自主防災隊長が現地対策班と協議の上、本部役員に動員を行う。

3 本部の活動

本部の主な活動は次のとおりとする。

- (1) 地区内の単位自主防災隊から被害情報等の収集を行う。
- (2) 収集した情報をもとに対策検討及び支援を行う。
- (3) 収集した地区の状況について現地対策班に報告する。

4 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 収集の方法

テレビ、ラジオ、防災行政無線（ひばり放送）、防災メール、インターネット等簡易無線。

(2) 伝達の方法

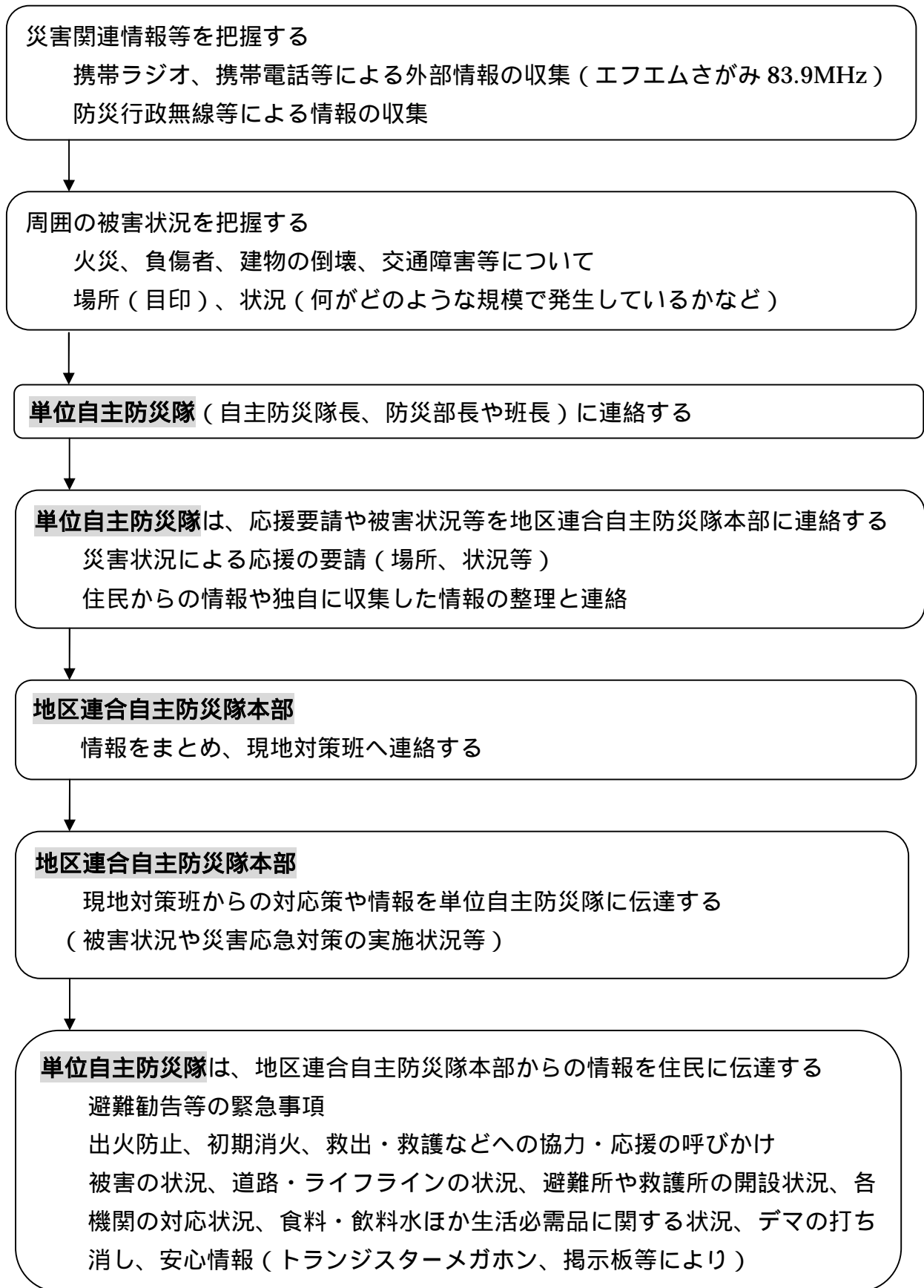
各種電話、FAX、簡易無線、伝令等により伝達を行う。また、伝達にあたっては、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報伝達を行う。

5 本部の廃止

次の場合には現地対策班と協議の上、本部を廃止する。

- (1) 地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合
- (2) 東海地震予知情報及び警戒宣言が解除された場合
- (3) 発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合
- (4) 地区連合自主防災隊長が廃止するべきと判断した場合

【情報収集・伝達活動の流れ】



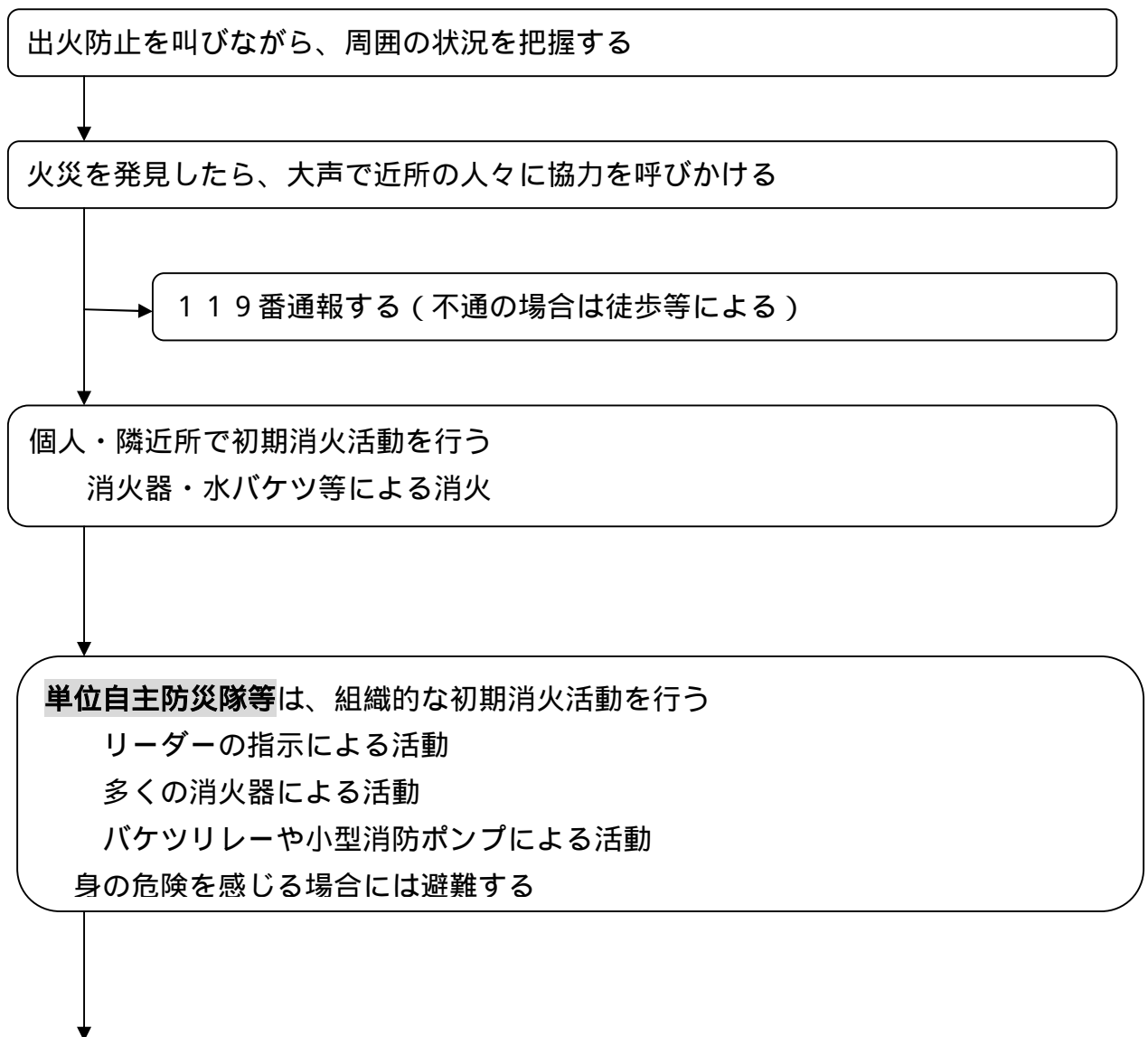
第2章 応急対策活動

1 初期消火活動

震災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災隊等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災隊等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合は、消火器、水バケツ、小型消防ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

【初期消火活動の流れ】自主防災組織



↓

単位自主防災隊は、必要に応じて地区連合自主防災隊本部に応援要請する
場所、状況等

↓

地区連合自主防災隊本部

情報をまとめて、現地対策班へ連絡する
必要に応じ、単位自主防災隊へ応援を依頼

2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、119番通報するとともに、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

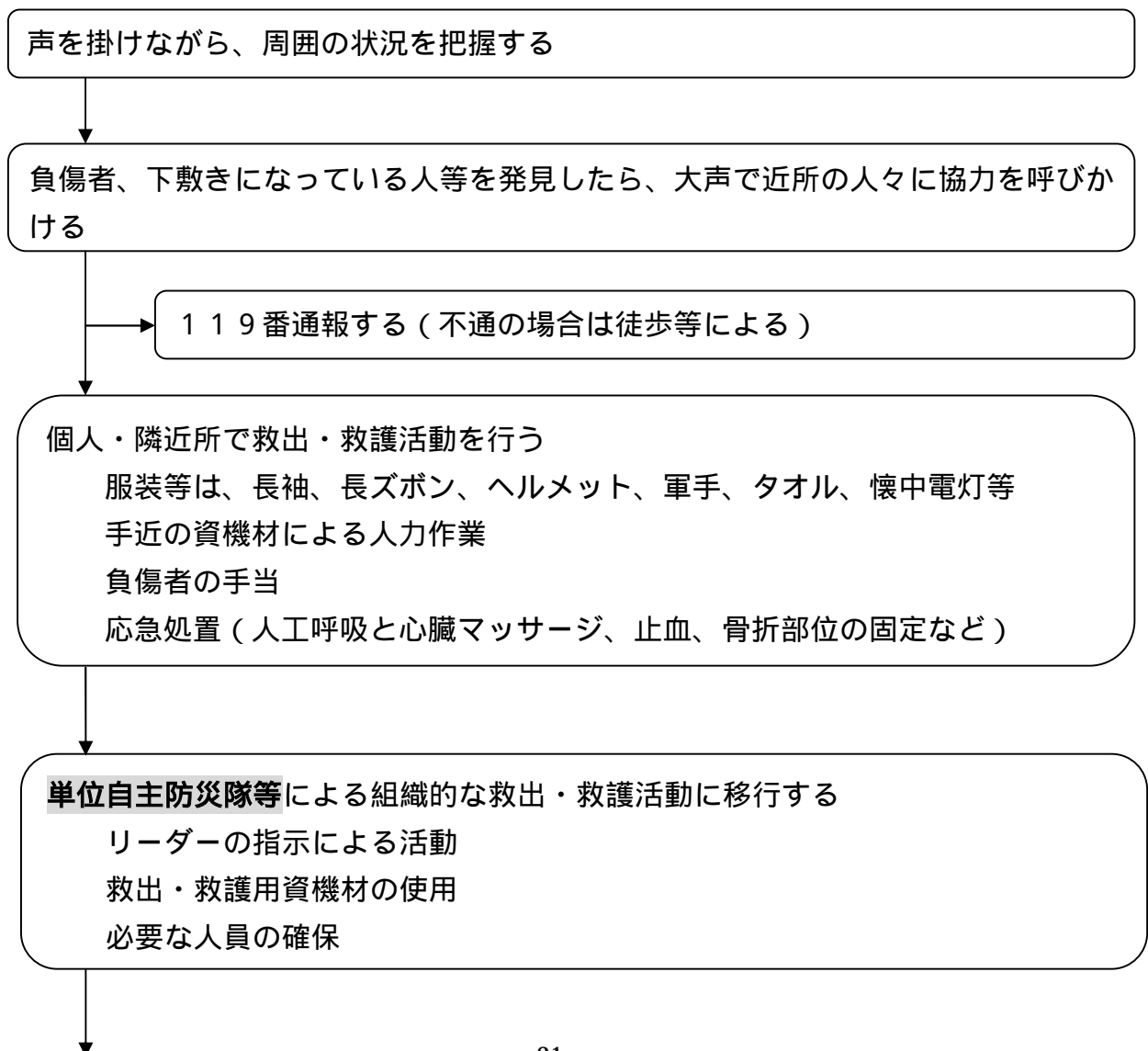
救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。

救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。

(3) 救護所への搬送

自主防災隊の救出・救護班は、負傷者の応急手当を行い、担架やリヤカー、毛布などによる応急担架、椅子等を活用して救護所に搬送する。

【救出・救護活動の流れ】



↓

地区連合自主防災隊本部に応援要請する
場所、状況等

↓

地区連合自主防災隊本部
情報を現地対策班へ連絡する（応援要請や被害の状況）
必要に応じ、単位自主防災隊へ応援を依頼

3 避難誘導

災害の発生、又は発生の恐れがあるなど、避難の必要があると認めるときは、次により避難を行う。

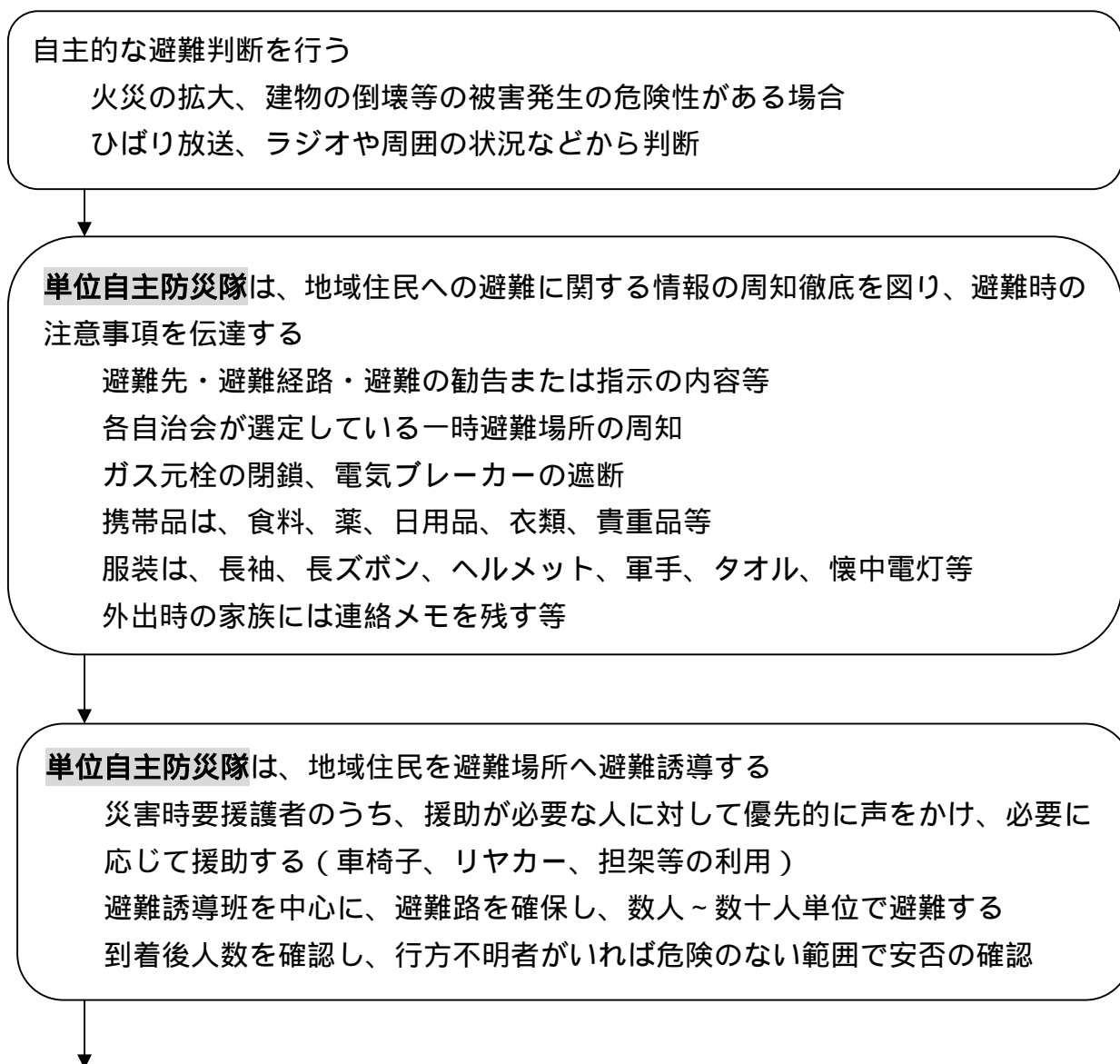
(1) 避難誘導の指示

地区連合自主防災隊長、単位自主防災隊長は、市から避難指示、勧告が発令されるなど、避難に関する情報を得た場合には、必要に応じて避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、自主防災隊長から避難誘導の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

【避難誘導活動の流れ】



↓

火災が延焼拡大した場合には火煙やふく射熱から身を守るため広域避難場所へ避難する

火災や風などの気象状況、建物の倒壊の状況等を踏まえ、複数のルートから避難経路を選択

避難者がはぐれないよう、自主防災組織旗、懐中電灯、避難誘導棒、ロープ、警笛等の活用

高齢者、障害者などの災害時要援護者は中央に配置

到着後人数が揃っているか確認し、不明者は手分けして搜索

↓

建物が倒壊するなどして、自宅で生活を送れない場合には避難所へ避難する

↓

単位自主防災隊は、避難状況を地区連合自主防災隊本部に連絡する

↓

地区連合自主防災隊本部は、避難に関する情報を現地対策班へ連絡する

4 災害時要援護者対策

災害時において、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などの災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

【災害時要援護者支援活動の流れ】

単位自主防災隊は、災害時要援護者が在宅する家屋等を巡回し、安否の確認を行う

【高齢者】

民生委員・児童委員や関係団体等と協力し、所在情報をもとに確認

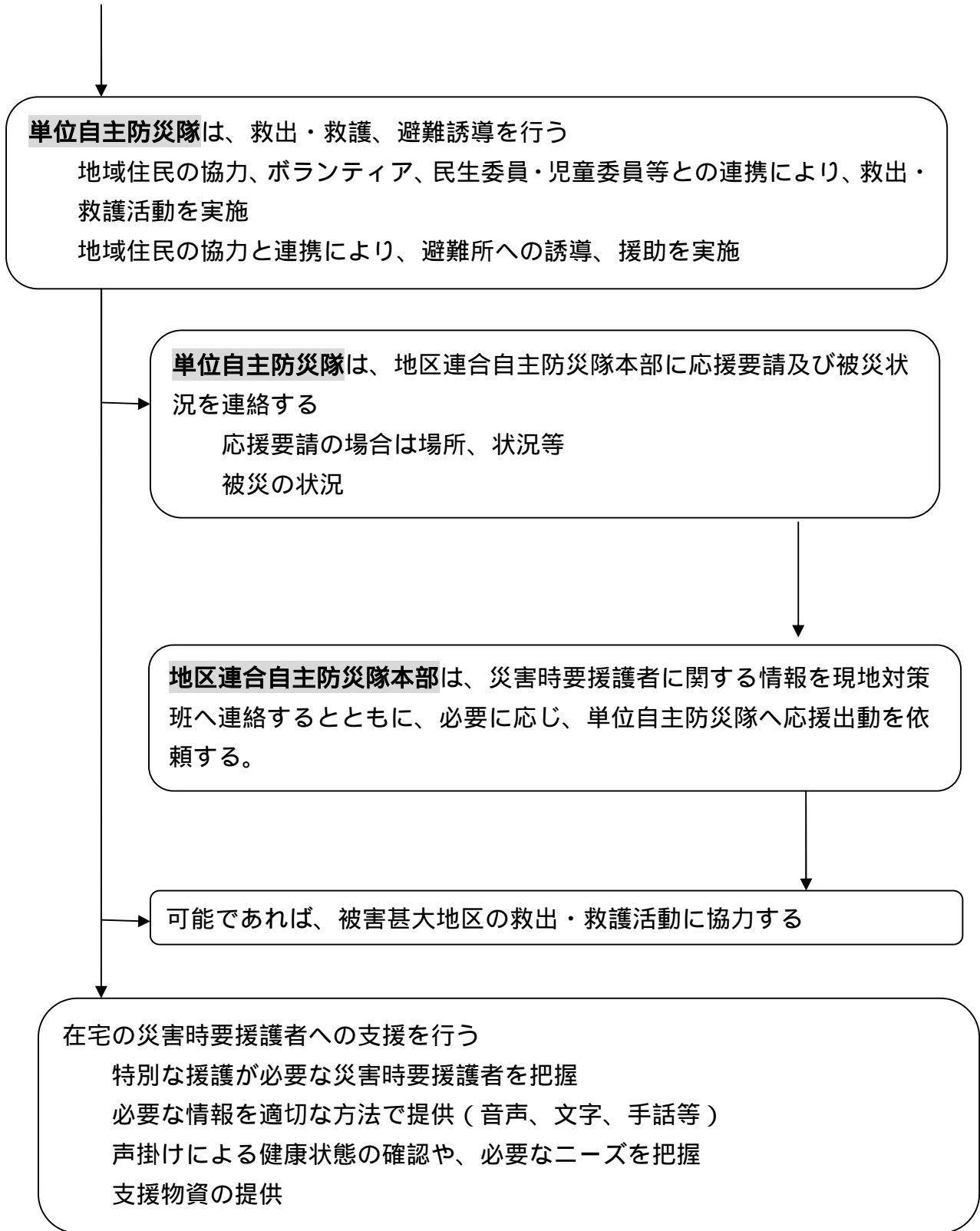
【身体障害者・知的障害者】

民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、戸別訪問、電話等により確認

【保護者と離れてしまった乳幼児等】

災害時要援護者支援班を中心に把握





5 避難所運営

避難所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難所運営を行うこととする。

6 在宅避難者の把握・支援

単位自主防災隊は、避難所等から在宅避難者の情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線局、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 女性相談支援
- キ 広報資料の作成
- ク その他危険のない作業

橋本地区防災計画検討協議会 会則

(名称)

第1条 本協議会は橋本地区防災計画検討協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、橋本地区防災計画の策定に際し、橋本地区の防災活動の方向性等について、会議等で検討し、その結果を計画書としてとりまとめ、同地区における隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動により、防災・減災の取組を進めることを目的とする。

(構成及び任期)

第3条 本協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 構成員の任期は、第1回の会議が開催された日から平成28年3月31日までとする。

3 構成員が退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 本協議会に、会長1人及び副会長1人を置くものとし、構成員の互選により決定する。

2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期によるものとする。

3 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務めるものとする。

3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(公開)

第6条 会議の議論等において個別の情報等を取り扱うことがあるため、会議は原則非公開とし、会長が必要と認める場合に限り、公開とすることができる。

(委任)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成27年4月15日から施行する。

会則第7条に基づき別に定める事項について

1 橋本地区防災計画検討協議会の事務局は、相模原市危機管理局及び緑区役所橋本まちづくりセンターに置く。

別表（第3条関係）

	団体等	役職
1	橋本地区自治会連合会	会長
2	防災専門員	副会長
3	相原連合自治会	
4	橋本自治会連合会	
5	宮上連合自治会	
6	橋本地区福祉協議会	
7	橋本地区民生委員・児童福祉協議会	
8	相模原市消防団北方面隊第1分団	
9	防災専門員	
10	防災専門員	

検討経過

会議名称	開催年月	備考
まちづくり会議	平成27年 1月	検討協議会構成員の選任等
第1回計画検討協議会	平成27年 4月	検討内容等
第2回計画検討協議会	平成27年 5月	検討内容等
第3回計画検討協議会	平成27年 6月	検討内容等
第4回計画検討協議会	平成27年 7月	検討内容等
第5回計画検討協議会	平成27年 9月	検討内容等
第6回計画検討協議会	平成27年10月	検討内容等
まちづくり会議役員会	平成27年11月	橋本地区防災計画案の説明
まちづくり会議	平成27年11月	橋本地区防災計画の策定